

ハローワーク 京都だより

平成24年

6月

No.175 (通巻209号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース

平成24年4月1日から

「山科パートバンク」が 「城南パートバンク」が
「ハローワークプラザ山科」に 「ハローワークプラザ城南」に

生まれ変わりました

業務内容

- ・お仕事の相談、お仕事の紹介
- ・フルタイム、パートタイムの求人情報の提供

※「ハローワークプラザ山科・城南」では求人の受理、雇用保険の各種手続、職業訓練の受講申込みは行っておりません。申し訳ありませんが、管轄のハローワークで手続きいただきますようお願いいたします。



ハローワークプラザ山科

京都市山科区東野八反畑町22-8 豊栄ビル2F
TEL: 075-595-2699
開所時間/8:30~17:00 (土日祝 休み)



ハローワークプラザ城南

宇治市大久保町上ノ山43-1
藤和ライフタウン「宇治大久保」1F
TEL: 0774-46-4010
開所時間/8:30~17:00 (土日祝 休み)

も
く
じ

着任のご挨拶 京都労働局長 達谷 窟 庸野	1
近畿ブロック「大学等就職フェア2012」のお知らせ	2
労働者派遣法の改正について	3
雇用保険法の改正について	4
助成金制度の改正について	5
平成25年3月中学校・高等学校卒業予定者の求人申込を!!	7
学卒求人説明会開催スケジュール	8
6月10日~6月19日は「公正採用選考推進旬間」です	8
企業内人権啓発推進員の設置について	9
高年齢者・障害者雇用状況報告にご協力を!	10
障害者就業・生活支援センターが実施する職場実習について	10
特別支援学校等卒業予定者に職場実習・雇用の場を!	10
求職者支援制度のご案内	11
平成24年度労働保険の年度更新手続について	13
平成24年度雇用保険料率引き下げのお知らせ	14
最近の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



「全員参加型社会」の実現をめざして

京都労働局長 ^{た が や} 達谷窟 ^{のぶなお} 庸野

3月31日付けで京都労働局長を拝命いたしました、^{た が や}達谷窟でございます。

皆様には、平素から京都労働局の取組み、特にハローワークの各種取組みにつきまして格別のご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、足元の雇用失業情勢をみますと、京都府内の有効求人倍率は、本年4月に0.79倍となり、5ヶ月連続で0.7倍台となるなど、持ち直しの動きがみられますが、依然として厳しい状況が続いております。特に、新規学卒者につきましては、京都府内の大学・短大の本年3月卒業生の就職率（4月1日現在）は87.8%となり、約3,000人の方々が就職できないまま卒業をなさるなど、大変厳しい状況にあります。

一方で、少子高齢化が急速に進展することから、日本全国で見ますと平成22年から32年までの間に就業者の数が約400万人減少することが見込まれております。

このため、若者、女性、障害のある方、高齢の方など、すべての方々に対して就労支援を行い、誰もが「出番」と「居場所」のある「全員参加型社会」の実現をめざして取組みを進めることがとても重要であると考えております。ハローワークにおきましては、各種の支援制度を活用しながら、きめ細かな職業相談・的確な職業紹介を行うことにより、一人でも多くの方が就職に結びつくよう、全力で取り組んでいるところです。

また、「京都ジョブパーク」において、京都府等が行う生活・就業に関する相談等の業務とハローワーク業務を一体的に実施するなど、地方自治体や労使を始めとする関係機関と連携した効果的な就労支援も推進してまいります。その際、国の機関として、全国ネットワークで結ばれているハローワークの強みを最大限に活用して参ります。

このようなハローワークの取組みに加えて、「全員参加型社会」の実現のためには、安心して働くことができる環境を整備することがとても大切になります。このためには、労働条件の確保・改善、労働者の安全・衛生の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、男女雇用機会均等の確保、個別労働紛争の解決の促進などが重要な課題となります。

京都労働局では、これらの課題にしっかりと対応し、働く人々の安心・安全・安定をめざして参ります。

京都労働局の取組みにつきまして、皆様の一層のご理解とご協力をいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

近畿ブロック 大学等就職フェア2012

大阪城ホールに近畿の企業約150社が集結！！

平成25年3月に大学等を卒業される方や大学等既卒の方、就職のチャンスです！

開催日時

平成24年7月10日（火） 13時00分～17時00分
（受付開始 11時00分）

対象

平成25年3月大学等[※]卒業予定者
大学等[※]既卒者（平成22年3月以降の卒業者）

※大学・短大・高等専門学校・専修学校等

会場

大阪城ホール（アリーナ） 大阪府大阪市中央区大阪城3-1

- 大阪ビジネスパーク駅（地下鉄長堀鶴見緑地線）から徒歩5分
- 大阪城公園駅（JR環状線）から徒歩5分
- 京橋駅（JR、京阪、地下鉄長堀鶴見緑地線）から徒歩15分
- 森ノ宮駅（JR、地下鉄中央線）から徒歩15分

携行品

- 参加票（あらかじめご記入のうえ、ご持参ください。）
（※近畿2府4県の労働局のホームページ参照）
- 筆記用具
- ハローワークカード（または、大阪学生職業センター登録カード）
（※ハローワークに登録している方のみ）

※履歴書は必要ありません。

※クールビズ（上着・ネクタイ着用なし）でお越しください。

- ★近畿のハローワークで参加企業の求人票を公開します！
- ★近畿の労働局のホームページに参加企業一覧表を6月下旬に公開します！
- ★新卒応援ハローワークによる就職活動全般に係る相談などの各種相談コーナーも設置します！

主催：厚生労働省・滋賀労働局・京都労働局・大阪労働局・兵庫労働局・奈良労働局・和歌山労働局
岩手労働局・宮城労働局・福島労働局・近畿各ハローワーク（公共職業安定所）・近畿各新卒応援ハローワーク
協力：公益社団法人関西経済連合会・一般社団法人大阪府雇用開発協会・一般財団法人兵庫県雇用開発協会
滋賀新卒者就職応援本部・京都新卒者就職応援本部・大阪新卒者就職応援本部・兵庫新卒者就職応援本部
奈良新卒者就職応援本部・和歌山新卒者就職応援本部



<お問い合わせは>

京都労働局まで・・

電話075（241）3268
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



労働者派遣法の一部を改正する法律が公布されました

施行期日：公布の日（平成24年4月6日）から6か月以内の政令で定める日
（労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後）

事業規制の強化

- ・ 日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止（適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外）
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・ 労働者派遣契約の解除の際の派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記

※ 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣事業の在り方」を検討事項とする。

【国会での主な修正点】

- 「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする。
- 原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加。
- 労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期。

平成24年4月6日

お問い合わせ先 京都労働局職業安定部 需給調整事業課 ☎ 075-241-3225
※需給調整事業課は平成24年6月4日に京都労働局6階へ移転します。なお、FAX番号は075-279-3200に替わります。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、リーマンショック以降に実施している平成23年度末(平成24年3月31日)までの暫定措置が延長されます。

給付日数の拡充措置の延長

(1) 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置が、2年間(平成25年度末まで)延長されます。

(2) 雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めにより離職した者の給付日数(90～150日)を、解雇・倒産による離職者の給付日数(90～330日)並みとする暫定措置が、2年間(平成25年度末まで)延長されます。

施行日:平成24年3月31日



トライアル雇用、若年者雇用関連の以下の奨励金を受給する事業主の方へ

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ● 試行雇用（トライアル雇用）奨励金 | ● 実習型試行雇用奨励金（正規雇用奨励金） |
| ● 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 | ● 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金 |
| ● 既卒者育成支援奨励金※1 | ● 若年者等正規雇用化特別奨励金※1 |

※1 平成24年3月31日で制度終了

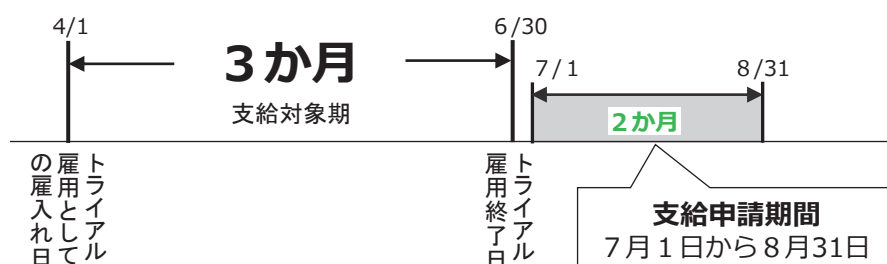
平成24年4月1日以降に支給申請期間の初日を迎えるものから 申請期間を2か月に延長します

上記6種類の奨励金の支給申請期間は、これまで、支給対象期の末日※2の翌日から1か月となっていました。が、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものからは、申請期間を2か月に延長します。

※2「支給対象期の末日」とは、支給申請が1回の奨励金の場合は支給対象期間の終了日、一定期間ごとに申請していただく場合はそれぞれの支給対象期の終了日になります（下表参照）。

奨励金	支給申請回数	支給対象期の末日
試行雇用（トライアル雇用）奨励金	1回	トライアル雇用（原則3か月）終了日
実習型試行雇用奨励金（正規雇用奨励金）	3回	①実習型雇用※（原則6か月）終了日 ※トライアル雇用に相当正規雇用での雇入れから、②6か月経過した日 ③1年経過した日
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	2回	①正規雇用を前提とした有期雇用（原則3か月）終了日 ②正規雇用開始から3か月経過した日
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	1回	正規雇用での雇入れ日から6か月経過した日
既卒者育成支援奨励金	2回	①正規雇用を前提とした有期雇用（原則6か月）終了日 ②正規雇用開始から3か月経過した日
若年者等正規雇用化特別奨励金	3回	正規雇用での雇入れ日から、①6か月経過した日 ②1年6か月経過した日 ③2年6か月経過した日

◇申請期間の例◇ トライアル雇用（3か月）の場合



◇ご注意：延長の対象とならないケース◇

- 平成24年4月1日より前に申請期間の初日を迎える場合
（延長の対象とならないケース）

例：平成24年3月30日（申請期間の初日）

- 当初の申請期間は、平成24年4月1日以降に初日を迎えるものであったが、トライアル雇用期間の途中で自己都合離職したこと等により、平成24年4月1日より前に申請期間の初日を迎える場合
（延長の対象とならないケース）

例：平成24年4月2日（申請期間の初日）→ 自己都合等により、平成24年3月30日（申請期間の初日）に繰り上がり

詳細は、最寄りのハローワークまたは京都労働局助成金センター（☎075-241-3269）へお問い合わせください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



特定求職者雇用開発助成金を 受給する事業主の方へ

平成24年4月1日以降に支給申請期間の初日を迎えるものから 申請期間を2か月に延長します

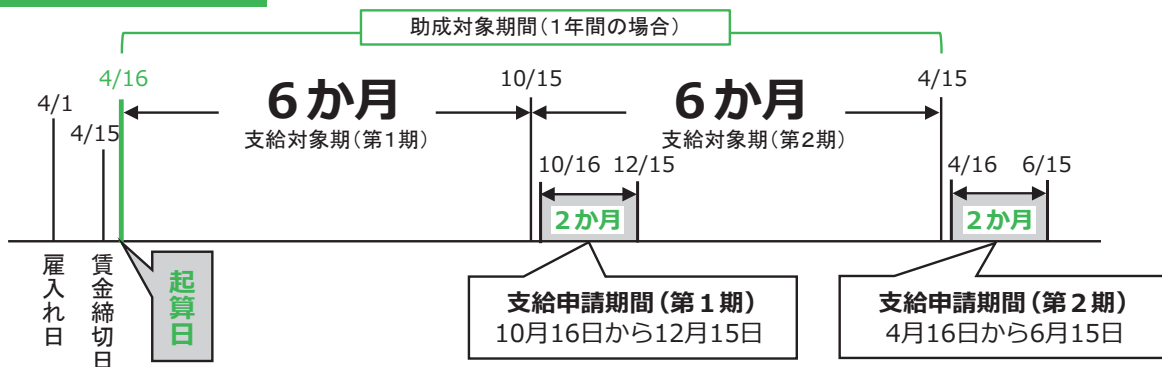
特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者、障害者、東日本大震災による被災離職者など、就職が特に困難な人を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を支給するもので、3種類の助成金・奨励金があります。

それぞれの助成金・奨励金の支給申請期間は、これまで、支給対象期(※)の末日の翌日から1か月となっていたですが、平成24年4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものからは、申請期間を2か月に延長します。

※ 支給対象期とは、助成対象期間(助成金の種類や企業規模により1~2年間)を、起算日から6か月ごとに区切った期間です。

	助成金名称	受給できる事業主	支給対象期の起算日
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金	高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者など就職が特に困難な求職者を雇い入れた事業主	●賃金締切日が定められていない場合 ：雇入れ日 ●賃金締切日が定められている場合 ：雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日 (注)賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日
	高年齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の離職者を雇い入れた事業主	
	被災者雇用開発助成金	東日本大震災による被災離職者・被災地域に居住する求職者(65歳未満)を雇い入れた事業主	●賃金締切日にかかわらず、雇入れ日

◇申請期間の例◇



◇ご注意◇

- 平成24年3月30日から4月29日までが当初の申請期間であるような場合は、4月1日以降に申請期間の初日を迎えるものではないため、延長の対象とはなりません。

詳細は、最寄りのハローワークまたは京都労働局助成金センター(☎075-241-3269)へお問い合わせください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成25年3月中学校・高等学校卒業 予定者の求人申込を!!

～求人申込書（高卒）の様式が変更となりました～
（詳細は管轄のハローワークにお問い合わせください）

新規高等学校卒業者の就職状況

	卒業者数	就職希望者数	就職者数
平成24年3月卒	23,070人	1,722人	1,676人
平成23年3月卒	23,228人	1,656人	1,615人
平成22年3月卒	22,683人	1,688人	1,634人
平成21年3月卒	23,697人	1,980人	1,906人

※就職希望者数、就職者数は、学校又は安定所紹介を希望する者の取扱い数

資料出所:京都労働局職業安定部

平成25年3月新規中学・高等学校卒業予定者を対象とする求人申込は、6月20日から事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で受付が開始されます。

- ① 求人申込は、人事権（採用権）のある事業所単位でお申し込みください。
- ② 求人申込は、必ず事業所の採用・人事責任者（社会保険労務士を含む。）が、ハローワークにお越しいただきお申し込みください。
- ③ 求人は男女雇用機会均等法、雇用対策法の趣旨をご理解のうえ、適正な採用計画を立てていただき、職種ごとに作成してください。
- ④ 求人数は、必ず採用できる人数を記入してください。
- ⑤ 求人条件は、入業時の条件で記入してください。
- ⑥ 新規学校卒業者を対象とする求人申込期間・選考日等については、下表のとおり定められています。
- ⑦ 高卒用求人については、求人申込書（高卒）をご提出いただきますとハローワークにて求人票を作成し、確認印を押してお返ししますので、7月1日以降に各高等学校に提出してください。

※ 平成25年3月卒業予定の京都府内の高校生について、10月15日までは従来通り1人1社制とし、10月16日以降は複数応募（1人2社）が可能となっております。つきましては、求人申込の際、10月16日以降も応募が単願のみか併願も可なのを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

	求人申込期間	選考日	備 考
高等学校	平成24年6月20日以降	平成24年9月16日以降	学校への求人票の提出は、7月1日以降にしてください。
大学等	平成24年3月1日以降	企業が自主的に決定 （正式内定は10月1日以降）	各学校へ直接申し込むか、ハローワークへ提出してください。（ハローワーク西陣烏丸御池プラザ若年相談コーナーでも求人の取次を行っております。）

※大学等には、短期大学校、高等専門学校、専修学校を含みます。

お問い合わせ先 各ハローワークへ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成25年3月新規学校卒業予定者対象

学卒求人説明会開催

(企業内人権啓発推進員研修会と同時開催)

安定所	開催日時		開催会場
京都西陣	6月12日(火)	14:00～	京都産業会館8階 シルクホール 住所: 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町80
京都七条	6月13日(水)	14:00～	京都テルサ テルサホール 住所: 京都市南区新町通九条下ル京都府民総合交流プラザ内
伏見 宇治 京都田辺	6月14日(木)	14:00～	宇治市文化センター 住所: 宇治市折居台1丁目1番地
福知山 舞鶴 峰山	6月15日(金)	13:30～	ホテルロイヤルヒル福知山 住所: 福知山市字土師小字澤居山176番地

将来を担う若者に仕事の創出をお願いします。

毎年

6月10日～6月19日は

「公正採用選考推進旬間」です

職業安定行政では、従来から基本的人権を尊重した「公正な採用選考」の実施を事業主の皆さまにお願いしているところです。

また、職業安定法に基づく指針において、原則として収集してはならない求職者等の個人情報について規定されています。

しかしながら、新聞折込を利用した求人広告でJIS規格によらない応募書類(履歴書)の提出を求めたり、また、面接の場において、本人に責任のない事項の質問をするなど、就職差別につながるおそれのある事象が起きています。

このような行為は、公正な採用選考のあり方に反するばかりか、求職者等の個人情報を原則として収集してはならないと規定している職業安定法に基づく指針に反し、憲法で保証された基本的人権、職業選択の自由を侵害することにつながるということを、十分にご理解いただくとともに、身元調査は採用内定後におきましても実施されないようお願いします。

来春に向け、大学・短大・専修学校等の卒業予定者の就職活動はすでに始まっており、また、中学校・高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付が6月20日からハローワーク(公共職業安定所)で始まります。

京都労働局では、この新規学卒者の就職にとって大切な時期、毎年6月10日から19日までを「公正採用選考推進旬間」としています。事業者の皆様におかれましては、今一度採用選考を見直していただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立に向けた積極的な取組をお願いします。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



企業内人権啓発推進員の設置について

京都労働局では、企業内における人権問題の正しい理解と認識を深め、人権啓発活動を推進し、就職の機会均等を確保するため、「京都人権啓発行政連絡協議会」の構成機関として、京都府内の従業員30人以上の各事業所に対して、「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いしております。（従業員30人未満の場合も設置できます。）

推進員の方には、人権問題に関する社内研修に取り組んでいただくことになりますが、職業安定行政では、公正な採用選考に係る企業内人権啓発推進員研修会への参加と公正な採用選考システムの確立に向けた取組をお願いしているところです。

平成24年6月1日

企業代表者 殿

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局 近畿財務局京都財務事務所

京都労働局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿運輸局

近畿地方整備局 京都府 京都市

企業内人権啓発推進員の設置について（御依頼）

初夏の候 貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、人権擁護活動に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施する責務を有すると規定されています。この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように、人権に関わる啓発活動が展開されているところであります。

しかしながら、社会には今なお同和問題など様々な人権問題が存在するとともに、国際化の進展や人々の価値観の多様化に伴って、インターネットによる人権侵害などの新たな問題も生じております。

当協議会におきましては、このような状況を厳しく受け止め、企業対象の人権研修をはじめ、人権擁護思想の普及・高揚に向けて、今後、取組を一層強化して参る所存であります。

つきましては、企業の皆様方におかれましても国民の責務として、また企業の社会的責任を果たすという立場から、従業員教育のための研修や公正な採用選考等をはじめとする人権問題の解消のために、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

特に、企業における具体的取組の一環として、同和問題をはじめとする人権問題の啓発活動を推進していただく「企業内人権啓発推進員」の設置をお願いして参りましたが、未設置の企業におかれましては、この趣旨を御理解いただき、人事・労務等担当責任者の中から「人権啓発推進員」1名を早急に設置していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

京都労働局職業対策課 ☎075-275-5424



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



事業主の皆さまへ

6月29日(金)
まで

高年齢者・障害者雇用状況報告にご協力を！

毎年6月1日現在の各企業における高年齢者と障害者の雇用状況等につきましては、それぞれの施策を進める重要な基礎資料として活用するため、厚生労働省が法律に基づき全国一斉の調査を実施しております。報告用紙を送らせていただいた企業におかれましては6月29日（金）までにハローワークへご提出いただきますようお願いいたします。

障害者就業・生活支援センターが実施する 職場実習にご協力ください！

障害者就業・生活支援センターとは、障害者の職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活の支援を行う機関です。障害者雇用促進法に基づき、都道府県知事が指定した社会福祉法人等により運営されており、国及び都道府県が業務を委託している事業です。

同センターが斡旋する職場実習制度は、雇用契約は交わさずに障害者がどのくらい仕事ができるのかを見極めたい、障害者と共に働くことについて従業員の理解を促進したい場合等に有効です。

賃金の支払い等、労働基準法上の事業主の責務は生じません。また、万が一、職場実習中の事故で障害者が負傷した場合は、同センターが加入する損害保険等により補償されます。

特別支援学校等卒業予定者に 職場実習・雇用の場を！

毎年、京都府内の特別支援学校（従来の養護学校）、盲学校、聾学校の卒業予定者のうち100名以上が就職を希望しています。

希望を実現させるための第一歩として、まずは職場実習にご協力をいただけないでしょうか。

職場実習は、それぞれの企業で実際の作業を2週間程度体験させていただくことにより、本人の適正・能力を判断するとともに、職業・社会生活に必要な能力や態度を身につけることを目的に学校教育の一環として実施しています。賃金の支払いは必要ありません。

また、万が一の事故に対しては、（独法）日本スポーツ振興センターの保険制度が適用されます。（労災事故とはなりません。）

職場実習・雇用についてのご相談、お問い合わせは、
最寄りのハローワーク又は京都障害者職業相談室
（TEL 075-341-2626）までお願いします。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

訓練受講で
つながる就職

求職者支援制度 があります！

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

職業訓練

ハローワーク
の就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金

支援 内容

- ① 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
- ② 訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援します。
- ③ 一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

■ 支援の対象となる方

- 1 ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 2 雇用保険に加入中でない、または失業手当を受給していないこと
- 3 働く意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援が必要であるとハローワークが認めたこと

■ 受講できる訓練

- 訓練期間は、1 コース 3 か月から 6 か月までです。
- 民間訓練機関が、厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。
- 開講予定の具体的なコース情報は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

ハローワーク窓口への相談は、お早めに！

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

求職者支援制度のご案内

検索



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成24年度求職者支援訓練の日程等について

1 【開始月別日程】（第2四半期）

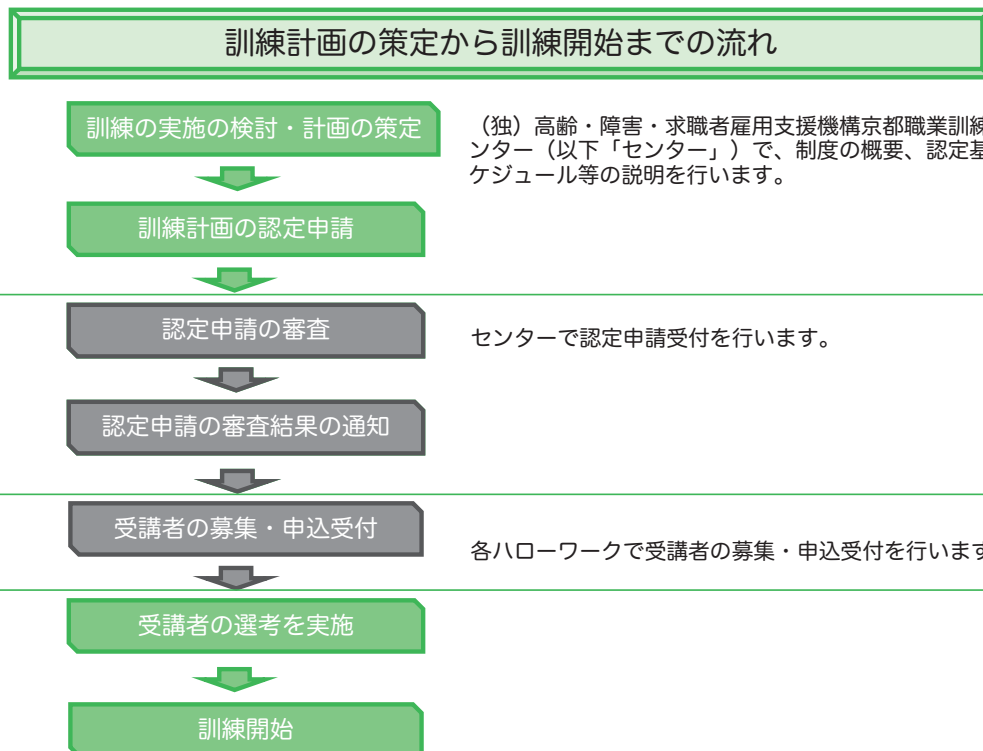
訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
平成24年	7月	10日	4月6日	4月19日	5月25日	6月14日	6月20日	6月26日
	8月	10日	5月10日	5月23日	6月27日	7月17日	7月23日	7月27日
	9月	10日	6月8日	6月21日	7月26日	8月15日	8月21日	8月27日

2 【開始月別/コース別/地域別認定上限数】（第2四半期）

訓練開始月		地域別	基礎コース (人)	実践コース (人)				
年	月				介護系	医療事務系	情報系	その他
平成24年	7月	京都市	45	160	40	30	30	60
		その他地域	25	90	15	20	15	40
		地域共有	30	130	-	-	-	-
	8月	京都市	40	160	40	30	30	60
		その他地域	20	90	15	20	15	40
		地域共有	30	130	-	-	-	-
	9月	京都市	40	160	40	30	30	60
		その他地域	20	90	15	20	15	40
		地域共有	30	130	-	-	-	-

※平成24年10月開講コース以降の訓練日程等については、確定次第、京都労働局HPに掲載します。

求職者支援訓練の実施をお考えの訓練実施機関のみなさまへ



※訓練の認定申請については、

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構京都職業訓練支援センター（075-951-7396）にお問い合わせください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成
24年度

労働保険の年度更新の手続

6月1日(金)～7月10日(火) までお願いします

- 平成24年4月1日付で、雇用保険料率に変更されました。
 - 一般の事業の保険料率は、1000分の15.5から1000分の13.5へ変更されました。
 - 農林水産清酒製造の事業の保険料率は、1000分の17.5から1000分の15.5へ変更されました。
 - 建設の事業の保険料率は、1000分の18.5から1000分の16.5へ変更されました。
- 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

(算定対象期間) 平成23年度確定保険料・・・平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
平成24年度概算保険料・・・平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

- 労働保険料を延納(分割納付)する場合の納付期限については以下のとおりとなります。(平成24年度)

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

- ※ 納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。
- ※ 概算保険料総額が40万円以上(労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上)又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。
- 労働保険事務組合の皆様は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。
また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。
- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。
- 一般拠出金は、平成23年度賃金総額に1000分の0.05(昨年度と同率)を乗じた額を申告・納付してください。
- 年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。
- 従業員の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所(ハローワーク)への届出が必要です。
- ご不明な点がございましたら、京都労働局・管下労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



平成 24 年度の雇用保険料率 前年度より引き下げました。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの
雇用保険料率は、次のとおりです。

(平成24年度 雇用保険料率表)

負担者 事業の 種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

最近の雇用失業情勢

● 平成24年 4 月内容 ●

平成 24 年 5 月 29 日
京都労働局職業安定部

京都府の雇用失業情勢

有効求職者数は、61,255人で前年同月比3.4%減、有効求人数は、43,842人で前年同月比22.6%増加した。有効求人倍率（季節調整値。以下「季調値」という。）は、前月より0.03ポイント上昇の0.79倍となった。また、新規求人数（季調値）は、前月より0.01ポイント上昇の1.23倍となり、12か月連続で1倍を上回った。

正社員有効求人倍率は0.48倍と前年同月比0.09ポイント上昇した。

(1) 新規求職者数は、18,130人で前年同月比2.1%減少した。内訳は、一般が11,774人で同0.5%増、パートは6,356人で同6.5%減少した。新規常用求職者（パートを除く）の構成比をみると、うち在職者16.9%、離職者69.0%（うち事業主都合離職者39.5%）、無業者14.2%である。

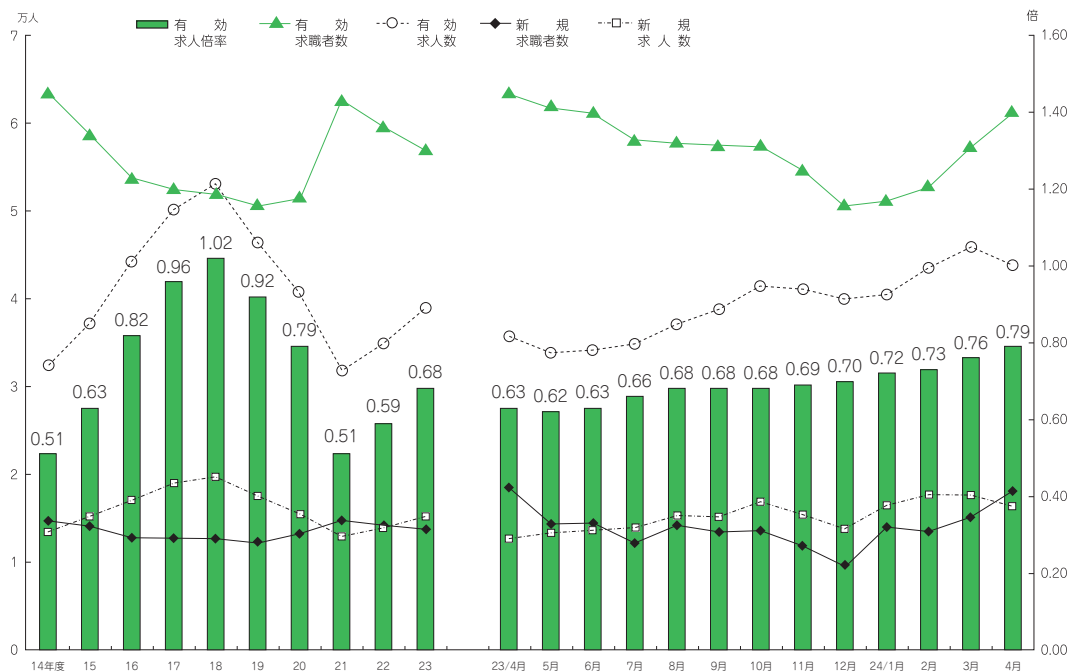
なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比15.8%増加している。

(2) 新規求人数は、16,425人で前年同月比28.9%増加した。内訳は一般が9,594人で同26.4%増、パートは6,831人で同32.5%増加した。新規求人数を主要産業別（パートを含む）に前年同月比でみると、求人数に占める割合の大きい医療・福祉が33.7%増、卸売業、小売業が39.6%増となったほか、宿泊業、飲食サービス業が86.8%増、情報通信業が83.0%増、教育、学習支援業が47.1%増、建設業が42.7%増、生活関連サービス業、娯楽業が18.2%増となった。

一方、運輸業、郵便業が10.8%減、学術研究、専門・技術サービス業が10.3%減となった。

(3) 就職件数は、4,503件で前年同月比1.9%増加した。内訳は、一般が2,563件で同0.5%増、パートは1,940件で同3.8%増加した。雇用保険受給者の就職件数は、872件で同15.5%増加した。

求人・求職・求人倍率の状況（パートを含む原数値 ※月別有効求人倍率は季調値）



※ 平成23年12月以前の月別有効求人倍率（季調値）は、平成24年1月分公表時に改訂されている。